

【追加情報】

「令和 7 年版 わかりやすい年末調整の手引」（令和 7 年 10 月 31 日発行）についての追加情報

税務研究会出版局

所得税法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年 11 月 19 日政令第 380 号）が公布、令和 7 年 11 月 20 日に施行され、自動車等を使用する通勤手当の非課税限度額が本年 4 月以後に支払われるべき通勤手当から引き上げられました。

このため、本年 4 月以後に支給した通勤手当で非課税限度額を超えた額として給与課税されていた場合、年末調整において改正法に基づき非課税となる額を控除する必要があります。

年末調整に当たっては下記国税庁ウェブサイトをご参考ください。

国税庁ウェブサイト「通勤手当の非課税限度額の改正について」

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

以上

（令和 7 年 11 月 21 日現在）